

広情個審第67号
令和4年3月28日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年3月10日付け広施恵第211号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第337号事案）

広情個審第9号
令和4年5月25日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

答申書の訂正について（通知）

令和4年3月28日付け広情個審第67号の答申書について、別紙のとおり訂正したので、通知します。

（諮問第337号事案）

別紙

訂正箇所	訂正前の記載	訂正後の記載
3 ページの 3 2 行目 1 3 文字目 から 3 8 文字目まで	恵下に決定するという 前提で検討しているの であるから、	恵下に決定するという 前提で検討をしている のではない。恵下が最終 選考から漏れる可能性 もあるという前提で検 討しているのであるか ら、

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和3年3月10日付け広施恵第211号の諮問事案（諮問第337号事案）

令和元年5月8日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が令和2年12月8日付け広島市指令施恵第50号で行った公文書部分開示決定に対する令和3年1月13日付けの審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った上記の公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）のうち、会議の議事録の議事内容等を不開示とした部分を取り消し、不開示事由の該当性を改めて精査した上で、開示に関する決定を行うべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件部分開示決定を取り消し、会議議事録に関して、真に非開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める（会議資料については問わない。）。

(2) 審査請求の理由

ア 請求人は、広島市の実施機関が条例を軽視し、その規定に反して非開示としている事例があまりに多いと感じ、強い危機感を持っている。

実施機関には、この条例を遵守する責任がある。そのため、それができていないと思料される場合は、やむなく審査請求を行い、第三者に判断していただいた上で、法令に反している部分は正していただかなければならないと痛切に感じている。

イ 請求人が部分開示文書を閲覧したところ、議事録の議事内容はほとんど非開示であった。議事内容は、広島市情報公開条例に照らせば、真に非開示とすべき部分がある場合を除いて公開すべきであることから、審査請求する。なお、会議資料の部分開示についても不満はあるが、本審査請求は、会議議事録に限定して審査請求するものである。

ウ 本件については、以下の経緯がある。

平成24年9月22日、請求人は『新規埋立地の調査に係る技術検討委員会設置要領（平成15年5月23日施行）』に基づいて設置された『新規埋立地の調査に係る技術検討委員会』の第1回から第17回までのすべての議事録を開示請求した。この時、第8回及び第10回～第17回の議事録は全面開示されたが、第1回～第5回、第7回及び第9回の議事録は部分開示という名のもとにほとんど非開示とされた（第6回議事録は紛失していて開示できないとのことであった）。

その時、条例第7条第1号及び第3号に該当する部分を非開示にするとし、第3号の非開示理由は、以下のとおりであった。

「市の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、検討状況を公にすることにより、今後の選定に係る自由な意見交換に支障が出るなど、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。」

当時、広島市は、公文書公開条例に反して、次期最終処分場の候補地について、その場所や絞り込んでいく過程などの情報をすべて非開示とする方針をとっていた。

しかし、この方針で非開示とした内容に対して、異議を唱える申立てが、平成28年8月29日に実施機関に対して行われたことから、実施機関は、これを、同年11月2日に広島市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。（諮問第182号）

この審査は終了しており、平成30年10月12日に答申が出されている。この答申は、広島市ホームページに「(平成30年度・諮問第182号・処分取消) 選定経緯等に関する書類に係る公文書について不開示決定がなされたことに係る審査請求」として公表されている。

この答申を受けて、広島市長は、平成31年3月4日に裁決書を出した。

この裁決により、今まで、次期最終処分場の候補地について、その場所や絞り込んでいく過程などの情報を全て非開示としていたのは誤りであったとして、全ての候補地と最終候補地に絞り込んでいく過程を開示した。

本審査請求に係る開示請求は、最終処分場の候補地とそれを絞り込んでいく過程を開示する方針が決定した後に行った開示請求である。

請求人は、この開示請求によって、議事内容が開示されるものと考えていたが、相変わらず非開示であった。

エ 「新規埋立地の調査に係る技術検討委員会」は、その設置要綱第8条で、「審議会等の会議は、公開するものとする」としており、同条ただし書によって、同条第1号～第5号に列挙する非公開情報を内容とする場合はこの限りではない、として非公開を認めている。

この要綱に基づいて、第1回会議に「新規埋立地の選定に係る技術委員会の会議の公開・非公開の扱いについて（案）」を配布し、会議を非公開とすることとなった。

この委員会での審議を経て、4地区が最終的な候補地に選定されたが、その後で旧湯来町が合併し、湯来町内の恵下地区も検討することとなった。恵下地区は旧湯来町時代に既に公表されていたため、会議の公開・非公開の取扱いを再度定める必要が生じ、恵下地区のみ検討する場合に

は公開、他の4候補地が含まれる場合は非公開で会議を行うことが決定されている。

実施機関は、本件審査請求に係る開示請求に対しても、上記の会議の公開・非公開方針を適用して、議事内容等を非開示にしている。

会議の公開・非公開と会議記録の開示・非開示は全く別物である。しかも、現時点では最終的に恵下地区に決定し、建設工事も行われている。

平成31年3月4日の広島市長の裁決書によって、全ての候補地と絞り込み過程を開示することが決まっている。

会議の公開・非公開方針においても、「本市が多面的環境アセスメントを実施し候補地を公表するまでは、慎重な取扱が必要なため、非公開で行うこととしてきた。」とあるとおり、既に建設工事が行われている現時点においては、議事内容を非開示にしてはならない。どのような審議がありどのような過程で恵下地区に決定したのか明らかにする説明責任が実施機関にあるが、4候補地の審議の議事録を全面的に非開示として、その責任を放棄している。

オ 実施機関が非開示理由としている「今後の最終処分場の整備に対して、支障となるような措置を取られることも懸念されるなど、公共事業の適正な執行に支障を来すおそれ」は、一見すれば、この理由は「情報を公開すると整備に支障となるような措置を取られる可能性があるので公開しない」というものであり、「都合の悪い情報は隠す」ということを堂々と述べているようである。日本国は法治国家であり、仮に実施機関にとって都合が悪い情報であって、その情報によって違法又は合法的な措置を取られることがあるにしても、その阻止を目的として情報を非開示とすることはできない。かつ、違法な措置は、法律によって阻止することができる。合法的な措置は、合法であるがゆえに阻止することは元々不可能である。

カ 情報公開条例は、市民の「知る権利」に立脚しており、「全部開示」が原則である。人事院のホームページには、「『適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』は、行政機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではない。『支障』の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、『おそれ』の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的に保護に値する蓋然性が要求されるものである。」と書かれている。

キ 第7回委員会からは、恵下地区について検討することとなったが、旧湯来町時代に「恵下地区」という場所が公表されていたという理由で、恵下地区の検討については公開で行うこととなった。

しかし、恵下地区についても、委員会での検討状況を公表すると、地区周辺住民に無用な不安や心理的圧迫、風評被害を与える懸念が高いと言える。それなのになぜ、恵下地区周辺住民には、そのような配慮は不要であると実施機関が考えるのか理解できない。委員会が行っているのは、今まで検討して最終候補地とした4地区に恵下地区を加えた5地区を最終候補地として平等に評価しているのであって、恵下に決定するという前提で検討をしているのではない。恵下が最終選考から漏れる可能性もあるという前提で検討しているのであるから、恵下地区の検討に係る会議の議事内容のみを公表することは、理屈に合わない。そもそも、実施機関が主張する「おそれ」は、法的保護に値する蓋然性をもっているものではなく、次期埋立地の建設工事が既に行われて

いる現時点においても、4候補地について、無用な不安や心理的圧迫・風評被害等を理由に、議事録を非開示とすることはできない。仮に非開示に正当な理由があるというのであれば、実施機関は、「無用な不安」「心理的な圧迫」「風評被害」のおそれが法的保護に値する蓋然性のあることを具体的に示さなければならない。

ク もともと、実施機関は、議事録を非開示とした理由を「委員に自由な議論を行っていただくために、当該委員会が非公開を前提として開催したものであること」と説明していた。このことに対して「審査会の判断理由」には、「市の事務又は事業の適正な遂行に実質的にどのような支障を及ぼす具体的なおそれがあるかが、具体的な個別の発言の中身に即して示されておらず、理由の記載として不十分である。」と記載されている。

このように、審査会によって否定されたことから、実施機関は、不開示理由を「議事録の中に記載されている地域の周辺住民へ無用な不安や心理的な圧迫、当該候補地に対する風評被害等を与えるおそれや、今後の最終処分場の整備に対して、支障となるような措置を取られることも懸念されるなど、公共事業の適正な執行に支障を来すおそれ」と書き換え、議事録の議事内容を全面的に非開示として、今回、部分開示決定をしている。

こともあろうに、非開示を大前提に、その理由を節操もなく書き換えただけであって、具体的な個別の発言の中身に即して、無用な不安や心理的圧迫、風評被害が、法的保護に値する蓋然性をもって発生するという具体的な説明がなされていない。

ケ 議事録の記載のうち「個人の氏名等」と「希少動植物の分布を示した記載」の部分は非開示で異存ないが、希少動植物についての議論全部が非開示なのではなく、その「分布を示した記載」の部分が非開示となるので、十分留意して個別具体的に判断する必要がある。

コ 本件については、過去に審査請求がなされ、令和元年10月23日付け広施恵第224号で諮問され、令和2年6月10日付け広情個審第13号で答申が出ており（諮問第311号）、広島市ホームページで公表されている。

その審査請求において、広島市は、非開示とした理由を「委員に自由な議論を行っていただくために、当該委員会が非公開を前提として開催されたものであることから」と述べている。（答申の中の「実施機関の主張要旨」参照）

当時、広島市は、委員会が非公開を前提として開催されたものであるから議事録も非開示と主張していたのだが、審査会は、委員会が非公開であっても議事録は別物としてその主張を認めなかった（なお、委員会を非公開としたのは、「委員に自由な議論を行っていただくため」ではないので、主張自体が正しくない。）。

審査会は、「非公開とされた会議の議事録の開示方法としては、今回のように委員の発言内容の部分を全て不開示とする方法以外にも、発言者名を不開示とし、発言内容の部分については開示とする方法も考えられる。」と答申に記載し「不開示事由の該当性を個別具体的に精査した上で、改めて開示に関する決定を行うべきである。」としている。これを受けて、議事録を個別具体的に判断し、真に非開示とすべきもの以外は開示されると請求人は思っていたが、実施機関は、

相変わらず議事内容全体を非開示とする開示決定をした。これは答申を受け入れず、開示しないことを大前提として非開示理由を書き換え、「広島市情報公開条例に則って判断している」と述べているに過ぎないと考えられる。

サ 「会議非公開であって傍聴できない場合に、市民が行政の意思形成過程を知ろうとするときは、当該会議の議事録の公開は重要かつ不可欠な手段となる。行政情報は原則として公開されるべきとする情報公開制度のもとでは、会議体が内部で議事録の非公開を決定することはできず、あくまでも事案に即して、当該議事録の性質や内容が条例上の非公開情報に該当するかどうかを検討しなければならない。」（「さいたま市情報公開・個人情報保護審査会」の答申（平成21年3月27日。さ情審査答申第60号）の記述）ということであり、本件議事録の公開は、意思形成過程の市民への情報開示として不可欠である。

シ 議事録は、発言者名が開示され、その発言内容が非開示となっている。発言者の順序からみれば、委員と事務局が、互いに質問したり意見を述べたりといった場面が多いように思われる。このような、委員と事務局の応答は、客観的事実や、報告書の内容や、科学的根拠に基づく判断など、理論的な応答が行われ、感情的な応答や特定の地区に誘導するような応答はないと思われる。仮に、当該地は地滑りの危険性が高いなどといった危険性を指摘する事実が記載されているとしても、それは公表してしかるものである。むやみに隠すべきでないことは明らかである。

なお、第8回会議は恵下地区の審議であるが、自然環境調査の結果についての審議は非公開とするということで、会長が「次に自然環境調査の結果に移りますが、先ほど整理しましたとおり、これからの非公開の会議とします。」と述べた後は、議事内容が全面黒塗りとなっている。

この部分においても、会議を非公開としたから非開示ではない。自然環境調査についての議論の全部が非開示なのではなく、その「希少動植物の分布を示した記載」の部分が非開示であるので、開示できる箇所は多いのではないかと推測している。

ス 地元住民にいまに残る「恵下ありき」で選定が進んできたのではないかと疑義に対して、恵下地区が次期埋立地になることは合併した時には決まっていたと多くの旧湯来町住民が考えていた。当時の湯来町長は、平成14年の12月議会で、以下の発言をした。

「本町は、広島市が合併を申し入れている海田町など安芸郡陸地部の各町とは異なり、合併協議を本格的に開始するためには、合併の必要性について双方が納得できる状態になることが必要です。この意味において現状では、まだ合併協議に入るまでの熟度に達していない状況であり、結果として、本町の申し入れを広島市に受け入れていただくには至らなかったということでございます。広島市にとって本町と合併するメリットや必要性がどのようなものかはさまざまな考え方があろうかと思いますが、本町としては、熟慮に熟慮を重ねた結果、広島市に理解していただき、合併協議の場の設置を実現するためには、本町のおかれている地理的条件を考慮した場合、ごみの最終処分場の設置を本町から提案していくことではないかとの考えに至りました。現実問題として合併は関係団体双方にとってメリットがあることが必要であり、場合によっては、ある程度の痛みが伴うことを甘受せざるを得ないこともあることをご理解いただき、これなくして湯

来町の将来はあり得ないと考えているところでございます。」（議会議事録より）

合併実現のためには、どこも嫌がるごみ埋立地を湯来町につくるしかないとの判断で町長が提案したのだから、恵下地区に決まると考えるのは当然のことである。

ところが、そうではなくて、それまで広島市で最終選考に残った4候補地に恵下地区を加えた5候補地で、科学的根拠に基づく評価によって最終選考が行われ、恵下地区が最適と結論付けられている。

当時の町長から、平成14年度には既にごみ処分場誘致の表明があった。「新規埋立地の選定に係る技術検討委員会」は平成15年7月29日から始まっているので、合併後の恵下を見据えて議論が進んでいたのではないかといった見方もあり、現実には恵下地区に決まったので、次期処分場の選定委員会は、恵下地区ありきで進んでいたのではないかと疑われる状況が起こるのも無理のないことである。

しかし、委員会は、識見の高い学識経験者が委員になっており、真剣に議論されていたはずであるから、そのような疑いを払拭するためにも、市民にその意思決定過程を開示すべきである。

セ 一般廃棄物の最終処分場は通常迷惑施設であるから、候補地がどこに設定されたとしても、程度の差があるにせよ周辺住民の反対にあたり、住民に不安や心理的圧迫を与えたり、風評被害が生じるであろうことは、一般的に想像できることである。それを恐れて、事実を隠したり、不適切な行為を座視することの方が問題である。議事録は、客観的事実や科学的根拠に基づいて理路整然と候補地を絞り込んでいった過程が、専門家と事業実施者（広島市）の発言によって構成されているものであるから、正々堂々と公表することが、行政の市民に対する責任といえるのではないか。そもそも、議事録は市民の財産であって、市の職員の所有物ではない。

本当に「当該周辺住民への無用な不安や心理的な圧迫、風評被害等を与えるおそれ」「公共事業の適正な執行に支障を来すおそれ」があるというのであれば、漠然とした抽象的な表現ではなく、具体的表現で、おそれの程度が法的保護に値する蓋然性のあることを説明すべきことは、公文書が公開を原則としていることから明らかである。

個別具体的に判断した結果、無用な不安や心理的圧迫、風評被害等が、法的保護に値する蓋然性をもって生じる発言があるのであれば、その部分のみ非開示として、他の部分は開示すべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、実施機関は、本件審査請求に係る開示請求に対しても、委員会で決定した会議の公開・非公開方針（恵下地区のみ検討する場合には公開、他の4候補地が含まれる場合は非公開で会議を行う）を適用して、議事内容等を非開示にした旨主張しているが、本市は、次のとおり条例に則って判断している。
- (2) 当該議事録は、委員会で配付された会議資料及び本市が玖谷埋立地に続く一般廃棄物の最終処分

場選定に当たり行った調査業務の成果品を基に、学識経験者である委員が行った最終処分場候補地の選定に係る議論の記録であり、最終処分場候補地の適性について具体的な評価や施策の方向性等の検討内容が記述されている。

- (3) 一般的に、迷惑施設と捉えられることが多い最終処分場の建設に当たっては、これらの記録が公になることで、恵下地区を含めた各候補地の自然環境や生活環境への影響等が必要以上に懸念されることとなるなど、周辺住民へ無用な不安や心理的圧迫、風評被害等を与えるおそれがあることは明らかである。
- (4) 最終処分場は、市民生活に不可欠でありながら、容量に限りがあるため、現在整備中の恵下埋立地（仮称）の開設から程無くして、また新たに最終処分場候補地の選定作業を行う必要があるものと推測され、当該周辺住民への無用な不安や心理的な圧迫、風評被害等を与えるおそれは、遠からずやってくるものと考えられる。
- (5) 以上のとおり、これらの情報を公にすることは、公共事業の適正な執行に支障を来すおそれがあることから、広島市情報公開条例第7条第3号に該当するため開示しないこととしたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件部分開示決定における不開示情報について

当審査会が見分したところ、本件開示請求に対して開示しないこととした部分（以下「本件不開示情報」という。）は、会議の議事録のうち、①個人の氏名等、②議事内容及び③希少動植物の分布に関連する記載等並びに会議資料のうち、①個人の氏名等、③希少動植物の分布に関連する記載等、④委員の指摘内容、調査結果等の具体的な記述及び⑤踏査図、写真等であった。

(2) 本件審査請求の対象公文書について

請求人は、2の(1)の審査請求の趣旨のとおり、会議資料については問わないと述べる。

また、会議の議事録のうち、①個人の氏名等の不開示に関して不服はなく、③希少動植物の分布に関連する記載等に関しても、希少動植物の分布のみを示す記載部分に限っては、不服はない旨主張している。

したがって、以下、会議の議事録のうち、②議事内容及び③希少動植物の分布に関連する記載等のうち、希少動植物の分布のみを示す記載部分を除いて、それぞれの不開示事由該当性について検討する。

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることに

より、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(4) 本件不開示情報の不開示の該当性について

ア 議事内容について

(ア) 実施機関は、会議の議事録の議事内容は、最終処分場候補地の適性についての具体的な評価や施策の方向性等の検討内容の記述であるが、一般的に、迷惑施設と捉えられることが多い最終処分場の建設に当たり、これらの記録が公になることで、恵下地区を含めた各候補地の自然環境や生活環境への影響等が必要以上に懸念されることとなるなど、周辺住民へ無用な不安や心理的圧迫、風評被害等を与えるおそれがあることは明らかであることから、条例第7条第3号に該当するため、不開示にした旨主張する。

また、実施機関は、最終処分場は、市民生活に不可欠でありながら、容量に限りがあるため、現在整備中の恵下埋立地（仮称）の開設から程無くして、また新たに最終処分場候補地の選定作業を行う必要があるものと推測され、当該周辺住民への無用な不安や心理的圧迫、風評被害等を与えるおそれは、遠からずやってくるものと考えられることから、これらの情報を明らかにすることは、公共事業の適正な執行に支障を来すおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する旨主張する。

(イ) しかしながら、会議の議事録の議事内容が公になることによって生ずる、周辺住民へ無用な不安や心理的圧迫、風評被害等を与えるおそれとはどういったものなのか、実施機関からは具体的な説明はされていない。また、仮に実施機関が主張するように、周辺住民へ無用な不安や心理的圧迫、風評被害等を与えるおそれがあるとしても、そのことによってなぜ条例第7条第3号にいう事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるのかについても、実施機関から特段の説明はなされていない。

さらに、4候補地の地名や検討内容の概要については既に市議会への報告で明らかになっていることや、現在、新たな最終処分場候補地の具体的な選定作業は行っていないことを踏まえると、議事内容を公にすることによって直ちに、実施機関が主張するように、周辺住民へ不安、心理的圧迫を与え、風評被害等をもたらすおそれも具体的には想定し難い。

(ウ) したがって、実施機関は、本件不開示情報のうち、会議の議事録のうち、②議事内容を不開示とした決定を取り消し、不開示事由に該当する情報の範囲及び当該情報の不開示事由の該当性を改めて精査した上で、開示に関する決定を行うべきである。

イ 希少動植物の分布に関連する記載等について

(ア) 実施機関は、③希少動植物の分布に関連する記載等は、公にすることにより、希少動植物

の乱獲及び周辺環境の破壊等につながる危険性があることから、条例第7条第3号に該当するため、不開示にした旨主張する。

(イ) この主張に関しては、請求人も異存はなく、実施機関と請求人とで争いはない。

一方で、請求人は、希少動植物の分布を示した記載等のうち、希少動植物についての議論全てを不開示とするのではなく、希少動植物の分布を示した記載に限って、不開示とすることを求めている。

(ウ) 当審査会が見分したところ、実施機関が希少動植物の分布を示した記載等に該当するとして不開示とした部分には、希少動植物の分布のみを示した記載以外の記載があることが確認された。

希少動植物の分布のみを示した記載については、公にすることにより、希少動植物の乱獲及び周辺環境の破壊等につながる危険性があるとしたことは妥当であるが、希少動植物の分布のみを示した記載以外の記載については、公にすることによりそのような危険性があるとは言い難い。

(エ) したがって、実施機関は、本件不開示部分のうち、会議の議事録のうち、③希少動植物の分布のみを示した記載以外の記載を不開示とした決定を取り消し、不開示事由の該当性を改めて精査した上で、開示に関する決定を行うべきである。

5 まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 3・3・10	広施恵第211号の諮問を受理 (諮問第337号で受理)
R 3・8・17 (第1回審査会)	第3部会で審議
R 3・9・21 (第2回審査会)	第3部会で審議
R 3. 10. 19 (第3回審査会)	第3部会で審議
R 3. 11. 9 (第4回審査会)	第3部会で審議
R 3. 12. 21 (第5回審査会)	第3部会で審議
R 4. 1. 18 (第6回審査会)	第3部会で審議
R 4. 2. 15 (第7回審査会)	第3部会で審議
R 4. 3. 15 (第8回審査会)	第3部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
古 川 竜 彦	株式会社中国新聞社論説副主幹
松 田 健之介	弁護士